令和2年度下古屋自治区役員 (案)

X		長		梅村	孝義	(2	4組)
副	区	長		加藤	勝	(1	1組)
副	X	長	(会計)	近藤	睦	(2組)
評	議	員		木村	駿	(1	1組)
F	ī] <u></u>	_		浦野	憲治	(1組)
F	i] <u> </u>	-		磯村	貴史	(2組)
Ē	ī] <u></u>			渡辺	昌道	(6組)
監		事		福岡	信明	(2組)
F	i l	_		福岡	清美	(9組)

自治区規約(抜粋)

第 4 章 役 員

第11条 自治区に次の役員を置く。

区長 1名、副区長 2名、会計 1名 (副区長のうち1名を区長が指名する) 評議員 若干名、 監事 2名

- 第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。
 - 2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- 第15条 自治区に顧問及び相談役を置くことができる。
 - 2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、 必要に応じて意見を求めることができる。